

第 112 回

国有財産中国地方審議会

日時 平成 24 年 4 月 5 日(木) 13:30 ~ 15:00

場所 中国財務局第一会議室

	目 次	頁
1.	開 会	1
2.	委員紹介	1
3.	財務局職員紹介	3
4.	会長選任	3
5.	局長開会挨拶	4
6.	議 事	
	議事録署名委員指名	5
	諮問事項	6
	報告事項	15
7.	局長閉会挨拶	24
8.	閉 会	24

中 国 財 務 局

第112回国有財産中国地方審議会

日 時 平成24年4月5日(木)
13:30~15:00
場 所 中国財務局第一会議室

1. 開 会

○長谷川管財総括課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第112回国有財産中国地方審議会を開催いたします。

私は、事務局であります中国財務局管財部管財総括課長の長谷川でございます。本日の司会を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は14名の委員の方々にご出席をいただいております。なお、所用により、カシワバラ・コーポレーション代表取締役社長の柏原委員が欠席されております。

本日の審議会は、昨年7月の委員改選後、初めての審議会でございます。委員の皆様方には、昨年6月30日で2年間の任期が満了いたしまして、7月1日から改めて15名の方々に委員就任のお願いをしたところでございます。

2. 委員紹介

○長谷川管財総括課長 ここで、各委員の方々をご紹介させていただきまして、その後、会長の選出をお願いしたいと存じます。

今回、任期満了に伴いご退任になられましたのは、23年6月まで当審議会の会長を務めていただいております広島電鉄株式会社代表取締役会長の大田哲哉様、株式会社中国放送常勤監査役の穂村正雄様のお二方でございます。お二方には、改めて、長年にわたり当審議会の運営にご協力いただきましたことを心から感謝申し上げる次第でございます。

なお、大田様は、昨年11月7日にご病気によりご逝去されました。突然のご逝去であり、心からご冥福をお祈りしたいと存じます。

続きまして、委員にご就任をいただいた皆様をご紹介させていただきます。

最初に、新たにご就任をいただきました2名の方をご紹介させていただきます。

株式会社中国新聞社常務取締役の栗林委員でございます。

○栗林委員 栗林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長谷川管財総括課長 続きまして、株式会社熊平製作所代表取締役社長の諏訪委員でございます。

○諏訪委員 諏訪です。どうぞよろしくお願いいたします。

○長谷川管財総括課長 次に、再任をいただきました委員の皆様をご紹介させていただきます。

○弁護士秋田委員でございます。

○秋田委員 よろしくお願ひします。

○長谷川管財総括課長 広島大学学長の浅原委員でございます。

○浅原委員 よろしくお願ひいたします。

○長谷川管財総括課長 株式会社アステック代表取締役社長の岩重委員でございます。

○岩重委員 岩重でございます。よろしくお願ひいたします。

○長谷川管財総括課長 前佐伯中央農協代表理事組合長のト部委員でございます。

○ト部委員 ト部でございます。よろしくお願ひいたします。

○長谷川管財総括課長 日本公認会計士協会中国会前会長であり、現在顧問の佐上委員でございます。

○佐上委員 よろしくお願ひいたします。

○長谷川管財総括課長 株式会社広島銀行代表取締役頭取の角廣委員でございます。

○角廣委員 角廣でございます。よろしくお願ひします。

○長谷川管財総括課長 株式会社ライフアンドマネークリニック代表取締役社長の高橋委員でございます。

○高橋委員 よろしくお願ひいたします。

○長谷川管財総括課長 一般財団法人日本不動産研究所中四国支社長の田邊委員でございます。

○田邊委員 田邊でございます。よろしくお願ひいたします。

○長谷川管財総括課長 西川ゴム工業株式会社代表取締役社長の西川委員でございます。

○西川委員 西川でございます。よろしくお願ひいたします。

○長谷川管財総括課長 広島女学院大学名誉教授の原田委員でございます。

○原田委員 原田でございます。よろしくお願ひいたします。

○長谷川管財総括課長 社団法人広島市老人福祉施設連盟会長の藤井委員でございます。

○藤井委員 よろしくお願ひいたします。

○長谷川管財総括課長 株式会社山陰合同銀行代表取締役会長の古瀬委員でございます。

○古瀬委員 古瀬でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○長谷川管財総括課長 委員の皆様方には何かとご多忙のことと存じますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

3. 当局幹部職員紹介

○長谷川管財総括課長 続きまして、本日出席しております当局幹部職員を紹介させていただきます。

中国財務局長の村中健一でございます。

○村中局長 村中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長谷川管財総括課長 管財部長の高山昇でございます。

○高山管財部長 高山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○長谷川管財総括課長 管財部次長の小田隆嗣でございます。

○小田管財部次長 小田でございます。よろしくお願いいたします。

4. 会長選任

○長谷川管財総括課長 続きまして、今回は委員改選後、初めての審議会でございますので、ここで会長を選出していただきたいと存じます。

会長の選出につきましては、国有財産法施行令第6条の5の規定によりまして、委員の皆様との互選によることとなっております。会長が決まりましたら、その後、会長から会長代理を指名していただく手続となっております。

どなたかご発言はございませんでしょうか。

○田邊委員 僭越ではございますが、会長をご推薦したいと思っております。広島銀行頭取の角廣委員に会長をお願いしたいと思っております。

角廣委員は、これまで大田会長の補佐をされておられて、この会の運営につきましても大変精通をしておられますので適任かと思っております。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) (拍手)

○長谷川管財総括課長 ただいま田邊委員の方から推薦がございまして、異議なしというご発言ございましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは、皆様方のご賛同が得られましたので、角廣委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、角廣会長、議事進行方、よろしくお願いいたします。

○角廣会長 ただいま皆さんからご推挙いただきました角廣でございます。

先ほど、田邊委員からお話がありましたけれども、前会長の大田さん、私個人的にも経済同友会の代表幹事を一緒に務めるなど、非常に身近に感じておりました。本当に残念な

ことですけれども、大田さんの後を受け、しっかりやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

この国有財産の中国地方審議会は、ご案内のとおり中国財務局長の諮問を受けまして、国民共有の財産でございます国有財産の有効活用を審議する会議でございます、今回で実に112回ということを知っております。

先ほど来、ご挨拶申し上げましたけれども、お一人お一人、いろんな経歴をお持ちの方でございます、この場でいろんな幅広い審議が出来るということを期待しております。しっかり審議を尽くして、国有財産の有効活用を図っていくことが出来ればと思っておりますので、どうか皆さん、2年間の任期ということでございますけれども、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります前に、審議会の会長代理を決定したいと思います。

会長代理は、会長が予め指名するということが規定されておりますので、私から指名させていただきます。

会長代理には、西川ゴム工業代表取締役社長の西川委員をお願いしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○西川委員 ご指名でございますので、お受けいたします。よろしく願いいたします。

○角廣会長 ありがとうございます。

5. 局長開会挨拶

○角廣会長 それでは、まず、開会に当たりまして、中国財務局長の村中様からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○村中局長 ご紹介いただきました中国財務局長の村中でございます。

第112回国有財産中国地方審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方にはご多用中のところ、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の審議会は、昨年7月の委員改選後、最初の審議会でございます。委員の就任に際しまして、皆様方にはお忙しい中、お引き受けをいただきました。誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、平素より国有財産行政につきましてご支援をいただいておりますことを、この席をお借りしまして御礼申し上げます。

本日は、諮問事項として、鳥取市国府町に所在する国有財産を、学校法人鶏鳴学園に対して、中高一貫教育校の用地等として時価売払いすることについてご審議をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、最近の国有財産行政について申し上げたいと思います。

国家公務員宿舎につきましては、昨年12月1日に財務本省に設置されました国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会におきまして、国家公務員宿舎の削減計画が取りまとめられたところでございます。今回の削減計画では、国家公務員宿舎を真に公務に必要な宿舎に限定し、今後5年間を目途に、全国の宿舎戸数を21万8,000戸から5万6,000戸、率にしまして25.5%程度の削減を行うこととなりました。これを受けまして、当局におきまして、今後1年をかけて当局管内の宿舎廃止計画を取りまとめていくこととしております。

また、国有財産の管理処分にあたっては、平成22年6月に公表されました新成長戦略における国有財産の有効活用や、平成22年12月に公表されました国有財産行政におけるPRE戦略の方針を踏まえまして、国の庁舎の効率的な使用であるとか国有地の処分を通じた社会福祉分野への貢献など、引き続き地方公共団体との連携を図りながら、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用に積極的に取り組んでいきたいと考えているところであります。

なお、最近の国有財産行政の動きのうち、国家公務員宿舎の削減計画と庁舎の効率的な使用につきましては、後ほど事務局からご報告をさせていただくこととしております。

本日のご審議の中で皆様から頂戴しましたご意見等につきましては、今後の国有財産行政に活かしてまいりたいと考えておりますので、皆様方から忌憚のないご意見を賜ればと存じます。

以上、簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○角廣会長 どうもありがとうございました。

6. 議事

○角廣会長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

《議事録署名委員指名》

○角廣会長 まず、本日の審議会の議事録の署名委員を指名したいと思います。審議会の議事録には、各委員を代表いたしまして2名の方に署名をしていただくことになっております。

本日の議事録には、佐上委員と、古瀬委員のお二人に、ご署名をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。

《諮問事項》

それでは、早速審議に入りたいと思います。

本日は、諮問事項が1件と報告事項2件が予定されております。

最初に、諮問事項の審議を行いますので、諮問事項について事務局から説明をお願いいたします。

○小田管財部次長 管財部次長の小田でございます。

本件は、鳥取県鳥取市国府町新通りに所在する国有財産を、学校法人鶏鳴学園に対し、中高一貫教育校の用地及び施設として時価売払いすることについてご審議いただくものでございます。

対象財産は、国立鳥取病院跡地約3万5,000平方メートルのうち、1万4,000平方メートルの土地及び国立鳥取病院の体育館で使用されていた建物でございます。

初めに、対象財産の沿革についてご説明いたします。国立鳥取病院は、旧陸軍病院を前身とし、昭和20年12月から旧厚生省所管の国立病院となったものでございます。その後、国立鳥取病院は、平成16年4月の独立行政法人への移行を経て、平成17年7月に国立病院・療養所の再編計画に基づき、同じ鳥取市内に所在する国立西鳥取病院との統合により廃止されました。病院廃止後は、独立行政法人国立病院機構の所管となっておりましたが、平成22年11月施行の改正独立行政法人通則法に基づき、国立鳥取病院跡地は不要資産として国庫納付されることになりました。対象財産は、同法に基づき、平成23年12月に独立行政法人国立病院機構より、主務官庁であります厚生労働省に国庫納付され、平成24年2月、厚生労働省から当局が引き受けたものでございます。

続いて、財産の位置でございます。対象財産は、鳥取県の県庁所在地である鳥取市に所在しております。対象財産は、JR山陰本線鳥取駅の南東方約3キロメートル、鳥取市国府町新通りに所在しております。

次に、対象財産の現況でございます。対象財産が所在する地域の都市計画法上の用途地域は、第一種住居地域に指定されており、建ぺい率は60%、容積率は200%となっております。対象財産の周辺は、戸建て住宅が連たんしているほか、市立岩倉小学校や公園、県立鳥取盲学校、聾学校などの公共施設が所在しております。そして、対象財産は県道に面しており、その面積は、土地が1万4,000平方メートル、建物が延べ約550平方メートルでございます。

次に、処分相手方である学校法人鶏鳴学園についてご説明させていただきます。学校法人鶏鳴学園は、昭和26年に鶏鳴塾として開設された後、予備校等を経て、平成7年に学校法人鶏鳴学園となったものでございます。現在は、鳥取市内の2カ所において専修学校

あすなろ予備校を開校しており、中高生対象の進学塾や浪人生を対象とした予備校及び通信制高校クラーク記念国際高等学校鳥取キャンパスを運営しております。また、学校法人鶏鳴学園は、鳥取県が実施しております法人監査や補助金検査等においても特段の問題事項は認められておらず、財務内容も安定していると聞いているところでございます。

次に、利用計画についてご説明いたします。学校法人鶏鳴学園は、対象財産を中高一貫教育校の用地及び施設として利用する計画でございます。北側に2階建ての校舎を1棟建築し、既存の体育館は改築し、体育館として再利用する計画でございます。また、グラウンドやテニスコートは南側に整備するほか、部室棟、駐車場などを設ける計画でございます。

校舎1階の平面図でございます。この平面図は基本設計段階であり、1階中央部に図書コーナーを設け、周囲に音楽室や実験室のほか、IT室やゼミなどを配置する計画でございます。

続いて、2階平面図でございます。中学校の教室を6室、高等学校の教室を7室、計13室を配置する計画となっております。

完成イメージ図でございます。屋上にはソーラーパネルや採光を考慮したトップライト、屋上緑化など、環境に配慮した設備を計画しております。

次に、学校法人の事業計画についてご説明させていただきますが、その前に、中高一貫教育制度について少しご説明をさせていただきます。

中高一貫教育制度とは、従来の中学校、高等学校の制度に加えまして、中学校と高等学校の6年間で接続した学校で、いわゆる6年制中等学校でございます。この制度は、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ機会を選択出来るようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すものとして、平成11年から導入された制度でございます。この制度の特徴は、中学校と高等学校の接続を前提とした特色のあるカリキュラムの編成が出来るというところでございます。また、学習指導要領の範囲を超えた指導が出来る特例が設けられているということでございます。

それでは、事業計画についてご説明させていただきます。学校法人鶏鳴学園が計画しております中高一貫教育校の定員は、中学校が1学年40名の計120名、高等学校が1学年60名の計180名で、総定員は300名となっております。校舎等、施設の建設は平成24年7月から着工いたしまして、平成25年8月ごろに学校施設が完成する計画でございます。そして、平成26年4月に開校する予定でございます。なお、開校に当たりましては、学校教育法に基づく学校設置認可の手続が必要であり、この認可手続は、施設が

概ね完成した段階での認可申請ということになっておりますので、平成25年2月ごろを予定しており、現在は事前協議として鳥取県と認可に必要な施設や設備に係る協議を開始しているところでございます。

次に、学校法人鶏鳴学園が対象財産の取得要望に至った経緯についてご説明いたします。

平成7年10月、学校法人鶏鳴学園は、当時対象財産を所管しておりました独立行政法人国立病院機構に対し、中高一貫教育校用地として対象財産を利用したい旨打診し、平成19年9月には、対象財産の借地等利用について基本合意をしておりました。しかし、対象財産の沿革のところでご説明したとおり、独立行政法人通則法の改正によりまして、対象財産が不要資産として国庫納付の対象となりましたので、学校法人鶏鳴学園と国立病院機構との合意は白紙となりました。

一方で鳥取県においては、平成14年から鳥取県東部、中部地区における県立の中高一貫教育校の設置に向けたパブリックコメントや県教育審議会の答申など、さまざまな意見を基に設置の検討を進めておりました。こうした中、学校法人鶏鳴学園における中高一貫教育校の設置計画が具体化し、その内容が鳥取県の将来ビジョンや知事のマニフェスト等、鳥取県の施策に沿った計画でございましたので、鳥取県は県立による中高一貫教育校の設置の検討を中断し、私学の動きを支援することといたしました。

その後、平成23年11月、学校法人鶏鳴学園から当局に対しまして対象財産の取得等要望書が提出され、また、鳥取県からは中高一貫教育校の整備の必要性や、学校法人鶏鳴学園が中高一貫教育校の整備主体として適格者であるとの副申書が提出されております。

なお、鳥取県は、私学の支援として、本件施設整備や学校運営について、私立学校教育振興補助金や私立学校振興利子補助金、私立中学校就学支援金といった制度を活用し、学校運営費の補助のほか、施設整備費の借入金に係る利子補給、授業料助成を行うこととしております。

次に、中高一貫教育校施設の必要性についてご説明いたします。鳥取県は、子供たちに多様な学習の機会を確保し教育基盤の強化及び学力向上を図るため、中高一貫教育校の整備を県の施策として掲げております。具体的整備に当たっては、施設設置の検討を開始した平成14年当時、県西部地区には既に中高一貫教育校があったため、未設置であった県の東部及び中部地区への設置を推進した結果、中部地区には平成18年4月に私立の中高一貫教育校が開校し、現在は東部地区のみが未設置の状況となっております。従いまして、鳥取県は、東部地区である鳥取市での設置を喫緊の課題としているところであり、事業の必要性、緊急性は認められるものでございます。

次に、本利用計画に係る規模の妥当性でございます。本件中高一貫校に係る必要な敷地

の規模として、学校法人鶏鳴学園が要望しております1万4,000平方メートルは、本件中高一貫教育校の施設等を維持・運営するために必要な面積として、財務省通達で規定している算定方法により算定した面積の範囲内であり、適正な面積であると認められます。

また、学校設置認可に係る中学校設置基準及び高等学校設置基準に照らしても、適正な面積であることを鳥取県から確認しております。

続きまして、分割処理についてでございます。本件時価売払いの処理によりまして、国立鳥取病院跡地約3万5,000平方メートルの土地を分割することになりますが、分割処分後の残地は大規模な画地であり、形状、接道条件等からも、今後の活用に特段の支障はないものと考えております。なお、分割後の残地につきましては、今後、鳥取県及び鳥取市と協議を行い、まちづくりに資する有効活用策を検討することとしております。

最後に、処理方針につきましてご説明いたします。対象財産を学校法人鶏鳴学園に対して時価売払いするものでございますが、土地につきましては、学校法人鶏鳴学園の要望によりまして、当初3年間は時価貸付けを行うこととしております。学校法人鶏鳴学園は、本件のような中学校及び高等学校の経営を行うことは初めてであり、施設整備に係る事業費の多くを新規調達により賄うこととしており、開校までの準備期間は事業収入が得られないことから、この期間の費用負担を極力抑えたいとの意向でございます。

学校法人鶏鳴学園の資金計画書及び事業計画書では、開校2年目である平成27年度から事業収入により黒字転換を見込んでおり、この時点で改めて資金調達を行い、土地を買い受ける計画としているものでございます。なお、本件中高一貫教育校の整備及び運用に当たっては、鳥取県の補助金制度による支援が受けられるほか、借入金についても無利息のふるさと融資や低利の公的融資を受けることにより、金利負担の軽減を図っているということでございます。従いまして、こうした資金計画や事業計画は適正なものとして認められることから、学校法人鶏鳴学園の要望を認めることとし、3年間は貸付けを行いたいと考えております。なお、本件処理については、財務省通達に基づき、貸付期間満了までに貸付け物件を買い受ける旨の特約を付することとしております。

次に、本件の契約方式ですが、学校教育法に規定する学校教育施設を学校法人が整備するものでございますので、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第21号で規定しております公共用に供するために必要な物件を直接事業者へ売払い又は貸付けるときに該当しますので、随意契約により処理することとしております。

また、国が普通財産を売払い等する場合には、国有財産法第29条の規定によりまして、契約相手方に対し用途やその用途に供する期間などを指定しなければならないこととなっております。こうした指定を用途指定と言っておりますが、本件契約に当たりまして

は、この用途指定の特約を付すこととしております。

なお、土地につきましては、指定する用途を中高一貫教育校用地とし、用途に供する期間を貸付期間中及び売払い後10年といたします。一方、建物につきましては、国有財産法施行令第16条の7第2項の規定において、売払い価格が1,000万円を超えない財産の場合、用途指定は付さないことが出来ることとなっており、本件建物は1,000万円以下でありますので、用途指定は適用いたしません。

以上、ご説明させていただきましたとおり、本件処理につきましては、学校法人鶏鳴学園の中高一貫教育校の整備により、地域の教育基盤の拡充、強化及び学力向上を図ろうとするものであり、また鳥取県も支援をしている事案でありまして、当局といたしましては、国有財産の有効活用に十分資するものと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○角廣会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありました諮問事項につきまして、皆様方からのご意見、ご質問等をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○西川委員 よろしいですか。

○角廣会長 どうぞ、西川委員。

○西川委員 時価とありますが、時価とは誰がどのように決める時価なのでしょう。いろいろな時価があると思います。それと、支払いは一括支払いなのか延べ払いなのかということをお聞きしたいのですが。

○角廣会長 西川委員の質問に対して、どうぞ。

○高山管財部長 時価とのご質問でございます。これは、この審議会でご審議いただきまして答申をいただきますれば、財務局から不動産鑑定士の方に当該物件の土地、それから建物について鑑定評価を行う予定にしております。そこでいただいた価格を内容審査したものが当方の売払予定価格というふうに考えております。

それからもう一つは、前払いか一括払いかというご質問でございます。今現在、一括払いと分割払いどちらも出来ることとなっておりますが、本件の場合、現在のところ貸付けを行った後、所要の時期に一括で売買契約を締結する予定としております。

○西川委員 わかりました。

○角廣会長 よろしゅうございますか。

そのほかにいかがですか。

○古瀬委員 いいですか。

○角廣会長 どうぞ。

○古瀬委員 山陰の久しぶりの大型の案件でございます。鳥取県知事も一生懸命でして、我々民間も大変に期待しており、ここに取り上げていただくことについては本当にありがたいと思っています。私自身もそうです。

少しばかり私の知っている限りで補足をさせていただきます。基本的に鶏鳴学園という学校は、さっき説明があったように2つ経営しています。一つはあすなろ予備校という予備校です。大体180人ぐらい常時生徒がおります。それからもう一つはクラーク高校という学校ですけども、110人足らずの生徒です。大体今、108人ぐらい生徒がいたと思いますけど、どちらも立派な仕事をしておられる学校でありまして、非常に地元等のニーズも強うございます。

規模としてはそういう180人と100人の規模で、そう大きなものじゃありませんが、歴史を重ねる都度、非常に健全な経営をなさっているわけです。

そういうことが一つと、なぜ中高一貫教育が必要かということも説明がありましたが、今、鳥取県の東部は特に学力が西部に比べて劣後している状況です。それを鳥取県も非常に気にしており、たまたま中高一貫教育校として早い時期から米子の北斗高校、北斗中学というのがありまして、これは翔英学園という私立の学校、運営機関が運営していますけど、非常に進学率を誇っており、かなり地元の評判が良うございます。これは大体50人強が一貫教育で毎年高校を卒業していると思います。それから、県中部の湯梨浜学園というのは、もう少し規模が小さく30人前後だと思います。でも、ここもちゃんと進学校として機能しておりまして、ますます鳥取県東部の学力の劣後が目立ってくるということで、県も一生懸命何とかしようと思って、さっき説明があったように、平成14年に答申まで受けてやろうとしておりましたが、状況が変わって今凍結されています。なかなか公的機関での中高一貫教育というのは難しいということで、結局私学を推薦する、支援することによって、それを実現しようと、こういう背景がございまして、地元も非常にそういう強い期待を持っているわけです。

そういう意味でも、取り上げていただいて、本当感謝申し上げますけども、こうした事情もございますので、ご理解をいただければと思っております。

○角廣会長 古瀬委員から、地元としての色々な事情もあわせて詳細にお話がありました。ご理解がかなり深まったと思います。

それ以外に何かご意見ございますか。

○浅原委員 よろしいですか。

○角廣会長 どうぞ、浅原委員。

○浅原委員 一つは、この300人の生徒収容定員で、教員数は何人ぐらいなのですか。

それともう一つ、ここは以前国立の鳥取病院ということですが、この鳥取病院の当時の診療科目が何であったか、どういう規模や機能を持った病院だったかお教え願います。

○高山管財部長 診療科目でございますけども、精神系の関係でございます。

○浅原委員 閉鎖病棟ということですね。

○高山管財部長 ちょっとそこまでは、閉鎖になっているかどうかは承知しておりません。

○浅原委員 教員の数は。

○高山管財部長 教員の数は19名でございます。

○浅原委員 中高一貫教育というのは非常にいい試みで、しかも教育の質も上がると期待出来ると思います。ちょっと心配しているのは、ここに300人の生徒が集まることによって、公立中学、公立高校の生徒が減る可能性がありますよね、少子化の中ですので。そういうところをもちろん行政の中で十分考えられて、統廃合もしながら進めていかれると思いますが、そういうのがどの程度なのかちょっと気になりましたのでお聞きしたのですが、中高一貫にすることは、むしろ従来の教育よりも教育内容の質の向上に繋がりますので、大変歓迎すべきことだと思います。

○高山管財部長 聞いておりますのは、やはり中高一貫校ということで、カラーを出していこうということで、今までご説明させていただきましたけども、これ以外に今聞いておりますのは、鳥取市内に大学が2つございます。鳥取大学、それから環境大学というふうに聞いておりますけども、そこと連携をいたしまして、カリキュラムとかゼミとかそういう部分で更なる充実を図りたいというふうに聞いております。

それからもう一つは、鳥取県の人口は大体60万人でございます。他県と比べまして人口は少ないですけれども、そういう中で中学1年生になる児童を調べましたが、平成7年は大体8,000人いました。今現在5,500人ぐらいになって、ここでどんと下がっております。県からは今後はこれほど急激な減少はないであろうという話を聞かせていただいています。その中でやはり、人口60万人ということで、全国に先駆けまして鳥取県は高校等の統廃合を既にやっております、28から22になったというふうに聞いております。更に、今後はそういう生徒数の伸びぐあい、減少ぐあいを見ながら、定員の減とか、学級の縮小とか、そういうことで適切に対処していきたいというふうなことを聞いております。

○浅原委員 大変いい計画だと思います。

病院のことを聞いたのは、感染症専門病院だった場合に化学薬品等による土壌汚染ということがありますので、土壌汚染に十分配慮してお譲りになられる方がいいと思ひまして、

ちょっと質問させていただきました。

○角廣会長 大変貴重な意見ありがとうございました。

それ以外にいかがでしょうか。

どうぞ、栗林委員。

○栗林委員 ちょっと不勉強で申しわけありませんが、国有財産を処分される場合に、売払いということが一般的だろうと思います。こういうふうに一定期間貸与して、それから売り払うという行為ですが、過去同様の事例があるのか、こういった処理は特殊なのか、一般的なのかということをお教えいただければと思います。

○高山管財部長 当審議会にかけたものは、昭和30年代だと思いますが、1度ございます。この処理は特殊といえば特殊です。基本は原則売払いでございますが、真にやむを得ない事情がある場合には、所要の審査を行い、売払いを前提とした貸付けを行うことも可能としております。審議会以外の案件であれば、こうした処理も散見されます。

○角廣会長 よろしいですか。

○栗林委員 はい。

○角廣会長 そのほかにいかがでしょうか。

どうぞ、藤井委員。

○藤井委員 先ほど古瀬委員からのお話を聞いて、安心だろうとは思いますが、国有財産を売払いされる際にはこういう目的で使いますということをお相手方と合意して売り払われるわけです。この学校は今まで健全にいろいろな子供たちの対応をしてやっていたので、きっちりされるとは思いますが、当初の目的がずっと続いているかどうか、どこかでそれをチェックする機能があるのかということをお尋ねします。

○高山管財部長 地方公共団体に公的用途で時価売払いする場合は、用途指定というのは付けない形になっております。本件の場合は地方公共団体以外ということで、中高一貫校教育用地として貸付期間中、それから売払い後10年間、きちんとその用途に使っていただきたいということで、用途指定を付しております。これにつきましては、毎年その用途に使っているという内容のご報告を学校法人の方からいただくこととしております。

○角廣会長 よろしゅうございますか。

それ以外にいかがでしょうか。

どうぞ、西川委員。

○西川委員 一般的な質問ですが、遊休国有財産を売り払って活用するのは大いに賛成なのですが、これで得られた収入は、国のどこに入っていくのでしょうか。私が聞くこともないかと思いますが、要するに毎年期待出来る収入ではないですね。スポット的な収入

なわけですから、これをどこへ持っていかれるのかなというのが、ある面、興味があります。

○角廣会長 どうぞ、お答えしてください。

○高山管財部長 この財産は、もともとスタートは旧軍の財産、それから国立病院の財産になりまして、その後、変遷を経まして独立行政法人の財産となりました。この独立行政法人の財産、やはり昨今の財政事情の観点から、独立行政法人が持っています不要な財産につきましては、閣議決定等といった所要の経路を経まして国庫に納付することとなっています。その後、我々財務局の方でこれを売却等していくこととなっています。この売却収入につきましては、一般会計の税外収入というところでカウントされます。従って、ご案内のように通常経費等で使用するその財源、まさに税とプラス税外収入というところが合わさります、それで経常的な経費として使用されます。

○西川委員 わかりました、一般財源でもあるということですね。

○高山管財部長 そうでございます。

○西川委員 売却収入がどこかに溜まっているということはないのかと思ひまして、ちょっとお聞きしたのですが、基本的には活用されると、そういう理解でよろしいわけですね。

○高山管財部長 そうでございます。

○角廣会長 よろしゅうございますか。

ほかにいかがですか。どうぞ。

○佐上委員 内容等はお聞きして、非常に私も結構だと思っておりますけれども、随意という意味は、これの反対言葉とすれば競争という意味でよろしいのですか。その場合に、随意契約により売られるのであれば私も手を挙げたかったというような、そういう公開性といった部分はどのように考えればよろしいですか。

○高山管財部長 まず、未利用地の売却にはルールがございます。会計法の規定では、こういうものは一般競争入札によって処理するというのが大原則になっております。しかし、土地というところに着目をいたしまして、まずは公的な用途に充てて資産の有効活用を図るべきだという考え方から、一般競争入札の前に、公的な用途に充てるのであれば随意契約による売却を行うと、そういうルールになってございます。その公的な用途に充てるということで、これは都道府県、関係市町村に対し、こういう財産がありますので、もし公的な用途でご要望があればお申し入れくださいということを募ります。片や一方、社会福祉法人が社会福祉事業を営むケース等がありますが、これも公的な事業に合致いたしますので、そういうものにつきましては、財務省財務局のホームページにアップいたしまして、広く公募を募るということにしております。

それから、先ほど浅原委員の方から土壌汚染は大丈夫かという話、実は出てまいりました。対策処理はしております。

○角廣会長 佐上委員、それでよろしいですか。

○佐上委員 了解しました。

○角廣会長 浅原先生からの質問についても処理はしているということですね。

○高山管財部長 はい。

○角廣会長 大分ご意見もいただいております。それ以外にございますか。

いろいろご意見もいただきまして、大分理解も深まったところと思いますので、諮問事項につきましては、原案どおりということで処理したいと思いますが、それでお諮りしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○角廣会長 ありがとうございます。それでは、特にご異議がないようですから、本件は、諮問どおり決定といたします。

なお、諮問事項につきましては、決定した事項について、後ほど中国財務局長に対しまして答申書をお渡しすることになっておりますので、その旨お伝えしておきます。

《報告事項》

○角廣会長 それでは、諮問事項は終わりました。報告事項の2点に移ります。事務局から最近の国有財産行政について説明をお願いしたいと思います。

順次説明いただき、後ほどまとめてご質問いただきたいと思います。よろしく申し上げます。どうぞ。

○高山管財部長 それでは、庁舎等の使用調整計画について説明いたします。

まず、庁舎の使用調整制度の経緯、概要について説明いたします。平成18年1月に財務大臣の諮問機関の財政制度等審議会より、今後の国有財産の制度及び管理処分のある方について答申をいただいております。既存庁舎等の効率的な使用の推進として、使用調整の徹底とされております。具体的には、効率性を重視した監査の結果を活用することなどによりまして、これまで以上に積極的な使用調整を実施いたしまして、既存庁舎等の過不足を解消していくべきとの提言をいただいております。

また、こうした使用調整の実施に当たりましては、行政手続の透明性確保とその実効性の向上の観点から、財政制度等審議会に付議した上で、庁舎等使用調整計画を策定することが適当とされているところでございます。その前提といたしまして、既存庁舎の使用効率等についても、こうした実態調査をはじめとする監査を通じ、的確に把握し、その結果

を既存庁舎等の効率的な使用に一層反映させるよう努めることが適当である、こういうものでございます。財政制度等審議会の答申を受けまして、民間のオフィスビルを借り受けている庁舎を含めて国の庁舎が無駄なく使用されているか、従来以上に強力にチェックを行いまして、無駄な使用があれば積極的に入替調整を行い、無駄を解消いたします。

この入替えの調整を使用調整計画と呼んでおります。この使用調整計画は、運用上、調整する床面積が600平方メートル以上のものにつきましては、庁舎法第4条の規定に基づきまして財政制度等審議会に付議して処理を行います。600平方メートル未満の比較的小規模なものにつきましては、国有財産法10条の規定による調整、これは10条調整と呼んでおりますけれども、財務局限りで処理出来るものでございます。

先ほどチェックのお話をさせていただきましたけれども、監査につきましては、平成18年度と19年度の2カ年にわたりまして、既存庁舎について悉皆的に実施いたしております。全国で6,826庁舎を対象といたしまして、余剰と認められた庁舎は579庁舎、床面積で22万1,000平方メートルでございます。当局管内では、519庁舎を対象といたしまして余剰と認められた庁舎は58庁舎、床面積で2万1,000平方メートルでございます。平成19年度からこれまでに策定いたしました床面積が600平方メートル以上の使用調整計画は、当局管内で3庁舎、調整の面積は合計で3,380平方メートルでございます。

使用調整の結果、5カ所の庁舎を廃止いたしまして、2カ所の庁舎の借り受けの解消をいたしました。これによりまして、売却可能財産といたしましては約15億3,000万円を創出いたしまして、借り受けの解消によりまして、年額で約1,100万円の財政への寄与というふうになっております。

次に、中国財務局管内における対象面積が600平方メートル未満の10条調整の実績について説明いたします。平成19年度から以降の10条調整の実績といたしましては26件、床面積で合計5,282平方メートルでございます。主なものといたしましては、官署の事務室の狭隘解消が10件、それから民間のオフィスビルの借り受け庁舎の解消が4件、それから新設機関の入居など、緊急を要する使用調整を行ったものなど4件などでございます。これらの使用調整によりまして5カ所の庁舎を廃止し、6カ所の借り受け解消を行いました。売却可能財産といたしましては約3億9,000万円を創出しまして、借り受け解消により、年額で約4,550万円の財政への寄与と、こういうことになっております。このうち、平成23年度は5件の10条調整を実施いたしております。

最後になりますけれども、18年度、19年度の監査において余剰が認められました中国管内の58の庁舎に対します使用調整計画の進捗状況を説明いたします。庁舎数では5

0%、床面積では58.1%の余剰床の解消を図ってまいりました。残っております未処理の理由と件数を申し上げますと、国交省の河川、それから国道工事事務所など、国の出先機関改革の対象となっている官署、それから、部局と現在調整中というものが29件という状況になってございます。

いずれにいたしましても、当局といたしましては庁舎の使用調整を進めまして、有効活用を図る所存でございます。今後も、その状況につきましては、当審議会にご報告をさせていただき予定としております。

以上が庁舎の使用調整計画についての説明でございます。

続きまして、国家公務員宿舎の削減計画についてご説明いたします。

公務員宿舎の削減計画をめぐりましては、これまでさまざまな議論が行われておりますので、まず経緯をご説明いたします。平成28年に行政改革推進法や経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006におきまして、国有財産の売却の促進が示されたことを受けまして、財務省理財局長が主催いたします公務員宿舎の移転・跡地に関する有識者会議におきまして、厳しい財政事情を踏まえ、公務員宿舎の移転・再配置による宿舎跡地の売却を促進いたしまして、おおむね10年間で10%の宿舎を削減するとの提言がなされ、この提言を踏まえまして、宿舎の削減と宿舎跡地の売却を推進してまいりました。

その後、平成21年11月に、行政刷新会議におきまして事業仕分けが実施されました。そこで、公務員宿舎のあり方については速やかに関係省庁間において検討を行い、宿舎の建てかえにつきましては、その検討を踏まえて実施することとし、それまでの間、継続事案や東京周辺以外の緊急建替えを除き凍結すること、また、継続事案であっても、埼玉県朝霞住宅等、凍結可能なものにつきましては凍結されることになりました。

なお、当局におきましては、これは当審議会にもご報告をさせていただいたところでございますけれども、平成19年に広島地区におきまして移転・再配置計画といたしまして、新設する牛田住宅等へ移転・集約することによりまして、平成27年度までに616戸、15%の宿舎を廃止いたしまして、有効活用可能な土地を20ヘクタール捻出する計画を策定いたしました。平成21年の事業仕分けによる宿舎の移転・再配置が凍結される中で、この牛田住宅I期780戸は、老朽化による耐震性に問題があるということで、緊急建替えとして整備が認められまして、22年2月に工事に着手をいたしまして、昨年6月に完成、入居いたしております。

行政刷新会議のこの事業仕分けの結果を受けまして、財務省では、政務三役を中心に有識者からのヒアリングを実施して、公務員宿舎のあり方について検討を行った結果、平成22年12月に、おおむね5年を目途に宿舎戸数を15%強、3万7,000戸程度の削

減を含む、国有財産全体の最適化戦略であるパブリック・リアル・エステート戦略を取りまとめるとともに、凍結中の3事案のうち、朝霞ほか1住宅の事案を再開することを決定・公表いたしました。

しかしながら、国の厳しい財政事情や長引くデフレ状態の中で、昨年3月に東日本大震災が発生いたしまして、我が国は大きな困難に直面することとなりました。被災地の復興、それから原発事故の収束等が一刻も急がれ、また、復興財源等の議論が行われる中で、昨年9月に事業が再開した埼玉県朝霞住宅を中心といたしまして、公務員宿舎に対する厳しい批判が寄せられました。これを受けまして、10月3日に野田総理大臣は、朝霞住宅の現地視察を行った上で、少なくとも集中復興期間中の5年間は事業を凍結するよう安住財務大臣に指示されました。その際、財務大臣は、財務省の政務三役を長といたしまして、国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会を設置し、宿舎削減のあり方を速やかに検討する旨の意向を示されました。この検討会におきまして、国家公務員宿舎の削減計画が検討の上、取りまとめられ、昨年12月に公表をされたところでございます。

この新しい公務員宿舎の削減計画の内容につきまして説明いたします。まず、国家公務員宿舎は、真に公務のために必要な宿舎に限定し、福利厚生、生活支援目的のものは認めないこととし、宿舎に入居することが認められる職員の類型について、新たな検証を実施することとなりました。この考え方に基つきまして、各省庁が精査を行った結果、必要戸数は約16万3,000戸となりましたので、今後の5年後を目途に、現在の21万8,000戸から5万6,000戸、25.5%程度の削減を行うこととなりました。

入居が認められる職員の類型と必要戸数につきましては、①離島、山間僻地に勤務する職員、約2,000戸、②頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員、約5万2,000戸、③居住場所が官署の近接地に制限されている職員、約1万3,000戸、④災害等、政府の迅速な対応が求められる場合に緊急参集をする必要がある職員、約8万3,000戸等の5つの類型で、必要戸数は合計で16万3,000戸となります。なお、①から④が当局管内に適用される類型の区分となります。

次に、宿舎の廃止方針でございます。東京都以外の地域に所在する宿舎につきましては、宿舎戸数の削減幅を実現するため、今後5年間で築年数が40年を超える宿舎等につき、老朽化し耐震性等に問題があるものにつきまして、効率性、規模、通勤時間等を勘案し、廃止宿舎の選定を行うこととしております。なお、現時点で、この方針に基づき廃止が決定した宿舎は、全国で2,393住宅、約1万6,000戸となっています。

次に、集中復興期間の5年間に、先ほどの宿舎廃止方針に基づき、直ちに廃止に該当しない宿舎につきましても、老朽化し耐震性等に問題があるものにつきましては、宿舎

戸数の削減幅を実現するために耐震改修等を実施すべきか、集約化による建替え若しくは廃止とすべきかについて、コスト比較等を行うことによりまして、個別に検討をすることとしております。この場合、存置する宿舎につきましては極力耐震改修で対応いたしまして、出来る限り建替えを抑制するという事となっております。廃止決定した宿舎跡地の売却収入は、概算で約700億円が見込まれております。復興財源に充てることになっております。また今後、検討の結果、更なる宿舎廃止による売却収入は、この復興財源への上積みとなります。

最後に、今後の宿舎戸数の削減に向けた工程表でございます。現時点で廃止することを決定した宿舎につきましては、2015年までに入居者への退去要請、退去後の宿舎廃止を順次行いまして、その跡地を2016年度までに売却する予定となっております。また、耐震改修、またその集約化による建替え若しくは廃止につきまして、今後、個別に検討を行う宿舎につきましては、ことし12月を目途に耐震改修等に関しますコスト比較等を行いまして、存置する宿舎と廃止する宿舎を選定の上で、存置する宿舎につきましては、2016年度までに順次耐震改修等を実施することとなります。一方で、廃止する宿舎につきましては、2015年度までに順次宿舎廃止の上、その跡地を売却する予定でございます。

以上で、国家公務員宿舎の削減計画について説明を終わります。

○角廣会長 よろしゅうございますか。

以上、報告事項として一つは、庁舎等の使用調整計画、もう一つは、国家公務員の宿舎の削減計画ということで説明がございました。

何かご質問、ご意見がありましたら承ります。どうぞ。

○西川委員 宿舎の削減計画についてですが、退去をされた職員の方は家を借りなきゃいけないということですが、それは住宅手当が出る、まあ普通の会社なら出るのですが。その住宅手当を払う額と宿舎を削減したことによって生まれるお金の兼ね合いです。これまで必要であった宿舎の維持管理、又は建設資金を縮小することによって生じる資金と、宿舎の削減による住宅手当の増加という部分でプラスマイナスはどうなるのでしょうか。

○高山管財部長 例えば民間の賃貸マンションを借りるといった場合には、アッパーで月額2万7,000円の住宅の手当が支払われる規定になっております。改めまして宿舎の建設、維持管理をする場合に考えられるコストと、それから住居手当で対応した場合のコスト、実は計算をいたしております。

合同宿舎の建設、維持管理の場合の経費といたしまして、これは建設費用の償却額とか、それから維持管理費とか、それから固定資産税にかかります、国の場合は国有資産市町村

交付金といっていますけど、そういう税金のたぐい。これはかかる経費でございませうけども、一方、宿舎に入居している職員からは宿舎使用料が入りますので、そういうものを減じまして、大体130億円かかる予定になっております。大体これは年間ということで。

それから一方、公務員宿舎、特に合同宿舎と言われている分ですけれども、それに入っている職員、宿舎を廃止いたしまして、先ほどの住宅手当のアップは2万7,000円と申しましたけども、これについては人事院が実態調査をいたしておりまして、それに基づきますと、住居手当受給者1人当たりの平均月額というのは大体2万5,700円程度になってございます。合同宿舎の入居戸数にこの2万7,000円を乗じまして、更に12カ月を乗じますと大体250億円になります。結局これまで住居手当を支給するよりは合同宿舎の建設、維持管理の方が安上がりにつくという形になっております。

いずれにいたしましても、この制度はこういうふうな形で存続させるということになりますけども、先ほど説明させていただきましても、真に必要な宿舎に限定をして公務員宿舎を運営するということになってございます。

○西川委員 ちょっと今の説明では私はよくわかりません。要するに今までかかっていた1年間の経費と、宿舎を減らしたことによって逆に増える住宅手当ではどちらが多いのですか。

○高山管財部長 住宅手当の方が多うございます。

○西川委員 すると、宿舎を減らすことにどういう意味があるのですか。要するに今までよりも、会社でもよくあるのですが、ある部門が予算減らして削減、原価低減したと。次の工程を見たら、結局、前の工程が原価低減をしたために後ろの方へ影響が行き、後ろの方では原価低減以上の原価アップになっているということがうちの会社でもよくあって、おまえら何やっているんだとよく言うことがあるのですけど、それと同じようなことになるということですか、今のは。私の理解がおかしいのかな。

だから、非常に宿舎を少なくしていくことは方向性としてはいいのかもしれませんが、要するに今までかかっていた年間の経費が逆の面で増えるというのはちょっと抵抗が、税金を納める者としてはですね。

○高山管財部長 先ほど説明させてもらいましたけども、一応公務員宿舎に入っている全員を対象に公務員宿舎の制度をなくすと仮定し、すべて民間のマンションに入るといった場合にかかる経費と、それから公務員宿舎を新たに建設しまして、維持管理しまして使用料等、その……。

○西川委員 だから、新しく建設する場合の方が減るんでしょ。

○高山管財部長 一律すべての宿舎を廃止いたしまして住宅手当を出すというよりは、宿

舎を必要なものを建設して運営していく方が安上がりという、まず前段でそういう形で整理をいたしております。

○西川委員 しかし、全体では宿舎を減らしていくと。

○高山管財部長 ええ、そうでございます。

○浅原委員 すみません。

○角廣会長 どうぞ。

○浅原委員 それ今、ちょっと私も、西川委員おっしゃったようにおかしいと思うのですが、それは公務員削減計画が視野に入っているのですか。公務員数を減らすということとを計画していますよね、今、連立政権は。そういうことで、こうした削減を視野に入れているのですか。

○高山管財部長 そのところは入っておりません。現時点で持っている宿舎に必要な数をカウントします。それで得られたものを今後削減していくということで。従って、公務員の場合は、一般的に定員の削減計画等々ございますけども、そういう今後減少するであろう公務員の数といえますか、そういうものはこの削減計画の中にはカウントされておられません。

○浅原委員 最後に一つだけ、すみません、宿舎に入居することが認められる職員の類型と必要コストというのがありました。4番の対象職員がちょっと十分理解できないのですが、もう少し説明していただけますでしょうか。

○角廣会長 どうしても入らなきゃいけない、カテゴリーの4番目です。

○高山管財部長 災害、テロ、経済危機、武力攻撃等を含めまして、政府の迅速な対応が求められる事件、事故等が発生した際に、各省庁が定める業務継続計画等に基づきまして緊急参集する必要がある職員ということでカウントしております。

○浅原委員 文章は日本語としてわかるのですが、何を言おうとしているのかがよくわかりません。

○高山管財部長 結局これは、先の東日本大震災がございましたけども、そういう教訓も踏まえまして人数がカウントされております。結局役所に残って緊急参集で仕事をする者と、それから実際に現場に行ってそういう災害等に対応すると、大きく分けまして、その2つの者を計算しまして出しているものでございます。よろしゅうございますでしょうか。

○浅原委員 今回も、東日本大震災で自衛隊とか、そういう組織は非常に活動できたといえますか、効果的な業務を行ったと思うのですが、それ以外の部署ですよ、多くの分野において十分な対応が出来ていなかったということは、かなり色々な点が指摘されているわけですが、そういうことを考えると、じゃあ何をこういう災害とかそういうときに動員

させて国として対応していくのかという、何か基本的な考えがないままに対象になっているような気がしたので、ちょっとご質問させていただきました。

○高山管財部長 防衛省関係以外の一般の各省庁の関係になりますけども、資料の中に書いてございますけども、各省庁が定める業務継続計画、BCPと言われているんですけども、実はこの中に、いざというときにどういうことをするのかという内容が書かれております。そういうのを踏まえまして必要な者をカウントしてございます。

各省庁の緊急参集要員に係る必要戸数につきましては、東日本大震災以前の昨年12月時点では、通勤時間1時間未満の緊急参集要員に限定しておりましたけども、宿舍の削減のあり方に関する検討会におきましては、危機管理の重要性に関する議論を踏まえまして、そういう通勤時間の長短に限らず、そういうBCP計画に必要な緊急参集体制を構築するための宿舍を、これは実際に各省に対して、各省の方から精査して積み上げてきたものを審査して、ここの数字に載せているということになってございます。

○浅原委員 多分そうだと思います。もう最後にしますけど、言いたいのは、各省庁が連携して災害に取り組むという姿勢が十分示されてない中で、各省庁から上げたものを全部まとめて足してしまうということに問題はないかという懸念があったものですから、ちょっと指摘させていただきました。

○高山管財部長 すみません。

○古瀬委員 ちょっと一つだけいいですか。

○角廣会長 どうぞ。

○古瀬委員 多少違和感を覚えましたのは、報告の1は、これは大いに結構なことです。

効率的に庁舎を運営していこうというわけですから、どんどんおやりになればいいと思います。ところが、宿舍の削減の問題とか、最近、本当に気になってはいますが、例えば職員の数が多過ぎるから新入社員を56%削減するとか、例えばですよ、それから給与が高いから20%削減するとか、そういう問題というのは、ある意味、こういう時代だから当然でしょうけど、ものすごく深い問題です。

今さっきの宿舍の議論だけでも、どっちが得かなんていうのはいろんなケースがあってそう簡単に答えが出るものではありません。だからそういうところは、方針はこうしますからということで、もう少しじっくりね。ただひたすら、こういう類型を定めて、これ以外はみんなやめますよとか、手当はもう出せませんからみたいな。人件費というのはどっちかという、民間企業でいったら、経費というよりむしろ投資に近いですね。やっぱりちゃんと働いてもらわなきゃ、雇つとる意味がないわけですね。ですから、どうやって効率的に働いてもらうか、そのためにはどういうモチベーションを持ってもらわなきゃいけ

ないのか、しかし、無駄があるとすれば、どこにその無駄があるかということは、かなり双方向で納得した議論しないといかんわけですよ。最近見るとそこが全くなく、本当にこれ大丈夫なのかなということが多いので。

こんな時間になりましたので、もうくどくど言いませんけど、宿舎の問題なんかまさにそういう問題ですね。一つ一つ色々な事情があると思います。だから、だれが見ても高い一等地の東京のど真ん中のマンションは何だって言われれば、そりゃそうだよねって、直ぐにみんなの意見が一致するし、田舎の地方都市のこういうとこまで全部だめだよみたいな、物すごい、何ていうか、ヒステリックな議論になっているんですよ。もう少し冷静に、ちゃんとやる方向を定められて、しっかり時間をかけて議論をして、一番最適なものを選んでいくというようなことを本当にお考えにならなきゃ、それは部下の人たちもやる気をなくしますよね。何ぼ何でも、おまえたちが悪いんだみたいなことを言っていれば、誰も働かなくなりますよね、普通の場合。ですから、そこもよく理解した上で、やるべきことはちゃんとやるのだという双方向のやっぱり納得がないといけないと思うんですね。そこは是非ご努力をなさった方が、側から見ていて僕はいいと老婆心ながら本当に思うんですね。ちょっと少しヒステリックになり過ぎているような感じがいたします。

○角廣会長 どうぞ。

○村中局長 今のご意見、本当に貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見は本省にも必ず伝えて、私どもは直接言える立場にないので伝えさせていただきたいと思えますけど、ご承知のとおり、我々は行政官でございまして、やはり国会のご審議、国会でお決めになった方向性に、これは大きい意味では逆らえないものですから、その中で出来る限りのことをいろいろ検討させていただいているということで、こういう形に今なっているということではあります。事情はそういうことではありますけど、なかなか難しいところがあることはご理解いただけるかと思えます。

○西川委員 国会が迷走していますからイライラするんですね。決めるべきところが決まらないのでね、いろんなことが。

○角廣会長 委員の方々の意見、私ももっともと思いながら聞きました。やっぱりいろんな形で物事を決めなきゃいけないとこが決まらない。だから正當にしっかり議論しなきゃいけない。人は減らせばいいとか安けりゃいいということではやっぱり人は働かないわけですね。ただ、そういう中で今の宿舎の、何かその算数もなかなか合っていないような感じもします。そろそろ時間も超えましたので、これで本日の審議会は終了ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは、最後に本日の議事録については、後日、中国財務局のホームページに掲載して公開するという事になっております。それから、ご出席の皆様には、事務局で議事録案を作成した後に内容を確認いただいて、最終的に議事録署名委員の方の署名捺印をお願いしたいと思います。

また、本日の審議結果につきましては、後ほど事務局から報道発表するという事になっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

7. 局長閉会挨拶

○角廣会長 それでは、閉会に当たりまして、財務局長さんからご挨拶をいただきます。

○村中局長 本日は、角廣会長を初め、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、また本当に活発なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

ご答申いただきました事項につきましては、適切に処理を進めてまいりたいと考えておりますし、いただいたご意見のうち、必要なものは確実に東京、中央の方にも伝えさせていただいて、少しでも皆様のご意見が反映されるように、私どもとしても努力をさせていただきますというふうに思っております。

委員の皆様方には今後とも、国有財産行政はもとより、財務行政全般につきましてご指導、ご助言をいただきますようお願い申し上げて、私のお礼のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○角廣会長 ありがとうございました。

8. 閉会

○角廣会長 それでは、これもちまして、第112回の国有財産中国地方審議会を閉会とさせていただきます。本当にご多忙の中、皆さん、どうもありがとうございました。